

頑張る飲食店応援金について

〔 令和3年2月12日 〕
〔 商工労働局 〕

広島県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した県内の飲食店舗等を対象に、市町と協力し、応援金を支給します。また、制度の開始に併せて、相談窓口・特設サイトを公開しました。

相談窓口，特設サイト

頑張る飲食店応援事務局 ※新型コロナウイルス対策のためご相談は電話のみとなります。

☎ 082-248-6850

[9:30~17:00 (土・日・祝は除く)]

特設サイト URL : <http://hiroshima-fight-inshokuten.jp>



応援金の概要

【支給対象】

飲食店等を経営する法人または個人であって、申請要件に該当する者
※宅配専門店等を除く。
※広島市内の飲食店は、時短要請対象外の店舗のみ。

【支給額】

1店舗当たり30万円
※複数の店舗が対象の場合は、店舗ごとに申請をお願いします。

【申込受付期間】

令和3年2月15日(月)~令和3年3月19日(金)

【申込方法】

①郵送での申請 もしくは ②電子申請 (添付のチラシを参照)

【申請要件】

- ①広島県内に店舗があること
- ②広島県内に本社があること
- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること (個人事業主を含む)
- ④食品衛生法に基づく飲食店営業許可 (1類または3類) または喫茶店営業許可 (1類) を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」で、アクリル板等パーテーションを適切に設置するなど、感染予防対策をとっていること (予定も含む)
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
- ⑧県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- ⑨今後も事業を継続する意思があること

県内飲食店
(広島市を除く)の皆様

頑張る飲食店

応援金制度スタート!

新型コロナ感染拡大の影響により、
売上が減少した県内の飲食店等を県と市町が応援します!



■対象

広島県内の飲食店等(広島市を除く)。

※宅配専門店等を除く。

■支援額

1店舗当たり

30万円

+ アクリル板等(裏面※3参照)

補助最大20万円

申請手続について (申請要件についてはウラ面をご覧ください)

申請受付期間 **令和3年2月15日(月)～令和3年3月19日(金)**

※消印有効

申請方法 **①郵送での申請** もしくは **②電子申請(下記HP内)**

必要書類

(必要書類はHPより
ダウンロードして
いただけます。)

①チェックシート、②申請書、③誓約書、④直近の確定申告書(写し)、⑤令和2年12月もしくは令和3年1月の店舗別売上台帳の写し及び前年同月の店舗別売上台帳の写し、⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し、⑦飲食店営業許可証の写し、⑧本人確認の書類、⑨振込先口座の通帳の写し 等

詳しくは

広島県 頑張る飲食店

検索

でご確認ください。



お問合せ

頑張る飲食店応援事務局

☎082-248-6850

9時30分から17時まで(土・日・祝は除く)

令和3年2月8日(月)15時予定

- ・ 事前電話相談受付開始
- ・ 専用ホームページ開設

応援金申請要件

※1
飲食店等を経営する法人または個人であって、次の全てに該当する者

※1：日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店

- ①広島県内に店舗があること
- ②広島県内に本社があること
- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
- ④食品衛生法に基づく飲食店営業許可（1類または3類）または喫茶店営業許可（1類）を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。）
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店※2」で、
アクリル板等パーティションを適切に設置※3
するなど、感染予防対策をとっていること
（予定も含む）
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
- ⑧県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- ⑨今後も事業を継続する意思があること



※2：取組宣言は、HPより行うことができます（パソコンかスマートフォン・タブレットをご用意の上、電子申請システムにアクセスしてください。なお、電子申請システムを利用できない方については、下記サポートセンターまでお問合せください。）

【取組宣言サポートセンター】082-513-2845（受付時間：8時30分から17時まで）

※3：「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」、「飲食店におけるパーティション設置促進補助金」をご利用いただけます（申請は1店舗につき、それぞれ1回限りです。過去に本補助金を申請された方はご利用できません。ご注意ください。）令和3年2月26日を申請期限にしておりますが、申請期限の延長を検討しております。（詳細が決まりましたら、県HP等でお知らせします。）

必要書類、申請手順、よくあるご質問など

詳しくは

広島県 頑張る飲食店

検索

でご確認ください。



時短要請等対象外の
広島市内飲食店の皆様

頑張る飲食店

応援金制度スタート！

新型コロナ感染拡大の影響により、
売上が減少した広島市内の飲食店等を県と市が応援します！



本来の営業時間が
5時から20時までの
範囲内の店舗

■対象

時短要請等(第2次集中対策期間:令和3年1月18日~2月7日)の対象となっていない広島市内の飲食店等。 ※宅配専門店等を除く。

■支援額

1店舗当たり

30万円

+ アクリル板等(裏面※3参照)

補助最大20万円

申請手続について (申請要件についてはウラ面をご覧ください)

申請受付期間

令和3年2月15日(月)~令和3年3月19日(金)

申請方法

①郵送での申請 もしくは ②電子申請(下記HP内)

※消印有効

必要書類

(必要書類はHPより
ダウンロードして
いただけます。)

①チェックシート、②申請書、③誓約書、④直近の確定申告書(写し)、⑤令和2年12月もしくは令和3年1月の店舗別売上台帳の写し及び前年同月の店舗別売上台帳の写し、⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」宣言書の写し、⑦飲食店営業許可証の写し、⑧本人確認の書類、⑨振込先口座の通帳の写し 等

詳しくは

広島県 頑張る飲食店

検索

でご確認ください。



お問合せ

頑張る飲食店応援事務局

☎ 082-248-6850

9時30分から17時まで(土・日・祝は除く)

令和3年2月8日(月)15時予定

- ・ 事前電話相談受付開始
- ・ 専用ホームページ開設

応援金申請要件

※1
飲食店等を経営する法人または個人であって、次の全てに該当する者

※1：日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店

- ①広島県内に店舗があること
- ②広島県内に本社があること
- ③中小企業基本法で定義する中小企業であること（個人事業主を含む）
- ④食品衛生法に基づく飲食店営業許可（1類または3類）または喫茶店営業許可（1類）を受けており、屋内に常設の飲食スペースを設けていること
- ⑤令和2年12月または令和3年1月の売上が対前年同月比30%以上減少していること（新規創業者の売上比較方法はQ&Aをご覧ください。）
- ⑥「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店※2」で、
アクリル板等パーテーションを適切に設置※3
するなど、感染予防対策をとっていること
（予定も含む）
- ⑦代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと
- ⑧県または県から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること
- ⑨今後も事業を継続する意思があること



※2：取組宣言は、HPより行うことができます（パソコンかスマートフォン・タブレットをご用意の上、電子申請システムにアクセスしてください。なお、電子申請システムを利用できない方については、下記サポートセンターまでお問合せください。）

【取組宣言サポートセンター】082-5113-2845（受付時間：8時30分から17時まで）

※3：「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」、「飲食店におけるパーテーション設置促進補助金」をご利用いただけます（申請は1店舗につき、それぞれ1回限りです。過去に本補助金を申請された方はご利用できません。ご注意ください。）令和3年2月26日を申請期限にしておりますが、申請期限の延長を検討しております。（詳細が決まりましたら、県HP等でお知らせします。）

必要書類、申請手順、よくあるご質問など

詳しくは

広島県 頑張る飲食店

検索

でご確認ください。

